

## 少量危険物等の貯蔵又は 取扱いの指導指針

指定数量未満の危険物の設置基準については、網走地区消防組合火災予防条例(昭和48年条例第11号、以下「条例」という。)に定めるもののほか、次の基準に適合させるものとする。

### 第1 危険物の貯蔵又は取扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う数量を算定する場合、同一の場所の貯蔵又は取扱いとみなす範囲(以下「同一の場所」という。)は、次のとおりとする。

1. 同一の管理に属する一体の敷地は、同一の場所とするものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの範囲をもって同一の場所とする。
  - (1) 建築物の屋上に貯蔵し、又は取り扱うタンク及び設備は、その屋上部分ごととする。
  - (2) 屋外の場合
    - ア タンクの場合
      - (ア) 屋外タンクで次のいずれかに該当する場合は、それぞれの屋外タンクに該当するものとする。
        - A 屋外タンク相互間に1メートル以上の空地を保有する場合  
(2基以上連結して設置する場合も含む。)
        - B 屋外タンク相互間が、耐火構造等の建築物又は塀により隔てられている場合
      - イ タンク以外の容器で貯蔵する場合
        - (ア) 貯蔵周囲の状況が、条例第34条の3第1項第1号に適合して設けられている場合
        - (イ) 貯蔵相互間が、耐火構造等の建築物又は塀により隔てられている場合
    - (3) 屋内の場合  
建物ごととする。ただし、次に掲げる場合はそれぞれに示すところによる。
      - ア 耐火構造、防火構造又は不燃材料で造られ又は覆われた室に設ける場合
        - (ア) 条例第34条の3の2第1号及び第2号に適合している場合は、それぞれの室ごとにする。
        - (イ) 連結した場合は、連結した複数のタンクを一のタンクとして取扱い、その合計数量が指定数量未満であること。この場合、連結する箇所が建築物

の内外及び土中等を問わないものであること。

(4) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクに該当するものとする。

ア 2以上のタンクが同一のタンク室内に設置されている場合

イ 2以上のタンクが同一の基礎上に設置されている場合

ウ 2以上のタンクが同一のふたで覆われている場合

エ 2以上のタンク相互間が1メートル範囲内にある場合

(5) 危険物を取り扱う設備

ア 屋外の場合（第34条の3第1項第1号）

漏れた危険物を他に流出させない有効な措置を講じた塀又は小排水溝に囲まれた部分ごととする。

イ 屋内の場合（第34条の3の2第1号）

(ア) 内燃機関による非常用発電設備又はボイラー等を専用室に設ける場合には、専用室ごととする。

(イ) 専用室以外の場所に設置する危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地がある場合は、3メートルで囲まれた部分を一の取扱う場所とみなす。

(6) 店舗、百貨店等の危険物の取扱い

化粧品等（塗料、携帯燃料を含む。）が容器に密栓されたままの状態で陳列、販売されている場合当該階は、それぞれ他の階から独立した場所とみなす。

(7) 教育、研究機関における化学実験室の場合

実験室が次のア及びイに該当する場合は、当該実験室ごととする。

ア 危険物の取扱い内容が専ら化学関係の研究実験であること。

イ 危険物に該当する薬品等の保管は、不燃性の棚又は収納ケースで保管されていること。

2. 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によること。

(1) 貯蔵する場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱い及び取り扱う設備の場合

取り扱う危険物の全量とする。この場合において圧油装置、潤滑油循環装置、切削油循環装置、その他これらに準ずる装置で危険物を取り扱う場合は、当該装置内で取り扱う危険物の全量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱設備とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱設備とが同一工程にある場合（ボイラーと該当ボイラー用

燃料タンクとを同一の室内に設けた場合等) 貯蔵する危険物の全量を取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大となる方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱設備とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを合計した量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 占有者が複数である建築物内で、各占有者がそれぞれの占有する場所で貯蔵し又は取り扱う指定数量の5分の1未満の危険物

イ 灯油ストーブ等液体燃料を使用する器具又は内燃機関（次に掲げるものを除く。）に附属する容量が指定数量の5分の1未満の燃料タンク内に収納されている危険物

ウ 自動車の燃料タンク内に収納されている危険物

## 第2 タンクに関する基準

1. 屋外に設置する場合は、落雪等により損傷の受けるおそれのない場所に設けること。
2. 屋内に設置する場合は、床をコンクリート、モルタル等で造ること。
3. タンクの高さは、地盤面又は床面からタンクの頂部まで3メートル以下とすること。
4. タンクの注入口を別に設ける場合は屋外とし、かつ高さは地盤面から2.5メートル以下とすること。
5. 加圧装置を用いて注入するタンクにあつては、戻り管・注入連絡装置・フロートスイッチ又は警報装置等いずれかによつて、あふれを防止するための措置を講ずること。ただし、油量を容易に覚知することができる場合は、この限りでない。
6. タンクの高さと燃焼機器との燃料供給の落差圧力を考慮し、異常燃焼を起こす恐れのある場合は、減圧装置を設けること。
7. タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないよう架台等を設けること。
8. タンクの架台は、地震等により容易に転倒しないよう堅固に固定すること。ただし、指定数量の2分の1未満にあつては、この限りでない。

9. 底板を地盤面に接して設けるタンクについては、タンク底板に次のいずれかによる防食措置を講ずること。
- (1) アスファルトプライマー及びアスファルトルーフィング等による被覆で、その厚さが10ミリメートル以上のものとする。
  - (2) エポキシ樹脂による被覆塗装で、その厚さが2ミリメートル以上のものとする。
  - (3) アスファルトサンドを5センチメートル以上敷設して、これに密着させたものとする。
10. タンクには、水抜管を設けること。
11. 油量計は、自動的に容量を覚知できるもの(ガラス管等を用いるものを除く。)とすること。
12. 油量計は、動作が円滑で、満量の指示が確実なものとする。

### 第3 配管に関する基準

1. 燃焼機器が設置されている場所に至る間は、耐食性の金属管とし、屋外部分は立上り部分を除き地盤面下に埋設すること。ただし、防護措置を講じたとき、又は当該配管を損傷するおそれのない場所に設けた場合は、この限りでない。
2. 開閉弁は、燃焼機器の直近部分又は燃焼機器の耐油ホースと接続する配管部分に設けること。また、タンクを連結した場合は、最終連結部分(燃焼機器側)の下流直近にも設けること。
3. 開閉弁の設置場所は、点検及び操作が容易な場所に設けること。
4. 接続金具を用いて、分岐する場合は、漏れを点検できる措置を講ずること。
5. 地下埋設配管は、次のいずれかによる外面の腐食を防止する措置を講ずること。
  - (1) 塗装材は、アスファルト、コールタール、エナメルなどで覆装材は、ジュート、ビニロンクロス、ガラスマット、ガラスクロス等とした防食
  - (2) エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂の塗装による防食
  - (3) ペトロラタム系含浸テープによる防食
  - (4) その他前(1)から(3)までに掲げる方法と同等以上の性能を有する材料、方法による防食

(5) ポリエチレン系等を密着被覆された配管

6. タンクと配管の結合部分に損傷を与えないため配管結合部の直近部分に次のいずれかによる措置を講ずること。

- (1) 可とう管等の金属可動式管継手を設けること。
- (2) 金属可動式管継手のうちベローズ型伸縮継手を用いる場合には、次表により当該管径に応じた適当な長さを有すること。

管 の 呼 び (A)	長 さ (mm)
25未 満	300
25以上50未満	500
50以 上	700

- (3) 配管が細く、可動式管継手を設けることができない場合は、当該配管のタンク直近部分をループ状とする等の措置を講ずること。

7. 配管を地下に設置する場合の当該配管の接合部分(溶接による接合部分を除く。)については、漏れを点検できる次の措置を講ずること。

- (1) コンクリート造の箱等とし、大きさは直径25センチメートル以上の円が内接することができるものとする。
- (2) 深さは、点検が十分にできるものとする。
- (3) 漏れた油は地下に浸透しないよう防水措置が講じられていること。

8. 車両等の通行により配管に重量がかかる場所に埋設する場合は、コンクリート等のU字溝等による保護をすること。

9. 配管の内径は、鋼管19mm以下とすること。ただし、屋外の部分及び吸上側は、20mmを超える配管を使用することができる。

#### 第4 流出を防止するための有効な措置

1. 有効な措置とは、防油堤、囲い、その他流出拡散を防止できるもの(以下「防油堤等」という。)をいうものであること。

2. 防油堤等は、個々のタンクの周囲又は2以上のタンクの周囲のいずれかに設けてもよいものであること。

3. 防油堤等の容量は、タンクの容量以上とし、1の防油堤等の中に2以上のタンクが設けられている場合には、その中の最大タンクの容量以上とするものであること。
4. 屋外に設ける防油堤等の細部の基準は、次によること。
  - (1) 防油堤等の大きさは、当該タンクの外面以上であること。
  - (2) 土盛りによるもののほか、鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック、鋼板等の不燃材料又は、これと同等以上の強度を有する不燃材料を用いること。
  - (3) 防油堤の高さは、20センチメートル以上とすること。
  - (4) 土盛りによるものにあつては、天端幅30センチメートル以上法面の角度は45度以下とするとともに、風雨等によって容易にくずれ、又は侵食されないように措置を講じたものであること。
  - (5) 鉄筋コンクリート、鉄骨補強ブロック造のものにあつては、天端幅10センチメートル以上とすること。
  - (6) 鋼板によるものにあつては、容易にき裂、破損、変形しないものを用いるとともに、接続部は容易に漏れない構造とし、移動しないような措置を講ずること。
  - (7) 滞水を排水するために水抜口を設ける場合は、適当な位置に水抜用バルブを設けること。
  - (8) 建築物の基礎及び壁の部分、コンクリート造及び組石造の塀等であつて、危険物の流出を有効に防止できると認められるものについては、当該塀等を防油堤等の一部分とすることができる
5. 屋内に設ける流出を防止するための有効な措置は、次によること。
  - (1) タンク室にあつては、その室以外の部分に流出しないように入出口の敷居を高くしたものであり、危険物が浸透し又は漏洩しない構造であること。
  - (2) タンク室以外に設ける場合は、次によること。
    - ア タンクの水平投影部分の外側にコンクリートブロック、鋼材等の不燃材料による囲いを設けること。
    - イ 囲いの高さは20センチメートル以上であること。
    - ウ 囲いは危険物が浸透し、又は漏洩しない構造とすること。
    - エ 鋼板によるものにあつては、容易にき裂、破損、変形しないものを用いるとともに、接続部は容易に漏れない構造とすること。

## 第5 地下タンクによる貯蔵又は取扱い

1. 条例第34条の5第4号に規定する「同等以上の強度を有する金属板」は、次

式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{41 / \sigma} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (kg/mm<sup>2</sup>)

2. 条例第34条の5第4号に規定する「同等以上の強度を有するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）で造られたタンク」とは、次のものをいうこと。

(1) FRPの材質等

ア 樹脂は、JIS-K6919「強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂（VP-CM）」又は、これと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂とし、充填材、着色材を使用しないものであること。

イ ガラス繊維は、無アルカリ性のものとし、その量はFRP重量の25パーセント以上であること。

ウ FRPは、次表に掲げる性能を有するものであること。

項 目	性 能
引 張 強 さ	6.0 kg/mm <sup>2</sup> 以上
曲 げ 強 さ	12.5 kg/mm <sup>2</sup> 以上
空 洞 率	5.0 % 以上
曲 げ 弾 性 率	600 kg/mm <sup>2</sup> 以上
パ ー コ ー ル 強 度	40 以上

(2) FRPタンクの構造等

ア FRPタンク（以下ウまでにおいて「タンク」という。）は、その容量に応じ、次表に掲げる板厚を有し、厚さ及び機械的強度が均一なものであること。

タ ン ク 容 量	必 要 板 厚
500ℓ 未満	3.2 mm 以上
500ℓ 以上 2,000ℓ 未満	4.5 mm 以上
2,000ℓ 以上 3,000ℓ 未満	6.0 mm 以上

イ タンクのマンホール（ふたを含む。）は、タンク本体（胴）と同等以上の強度を有するものであること。

ウ 配管呼出口（配管を接続するために、タンクに設けるもの）は、タンクの材質と同等以上のものとする。

### 3. タンク室の構造

- (1) 側壁及び底は、厚さ0.3メートル以上のコンクリート造のもの又は、これと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。
- (2) タンクとタンク室の内壁との間は0.1メートル以上の間隔を保つものとし、かつ、該当タンクの周囲に乾燥砂又は人工軽量砂が充填されていること。

### 4. 漏れを防止できる構造

危規則第23条によるコンクリートで被覆したものと同等とすること。

### 5. タンク室の省略

- (1) タンクの外面は、危規則第24条に規定する方法により保護されていること。
- (2) 条例第34条の5第2号に規定するふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法をとること。
- (3) ふたの大きさは、タンクの水平投影部分より30センチメートル以上大きいものであること。
- (4) タンクの埋め戻しには、砂又は良質な土（タンクに損傷を与えるおそれのある石等を含むしないもの）が用いられていること。

### 6. 計量口直下のタンク底板の損傷防止

計量口の直下にタンクの板厚と同じ材質及び厚さの鋼板等を30センチメートル以上の角型又は丸型のものを溶接等で取りつけること。

### 7. 漏えい検査管は次のとおりとすること。

- (1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
- (2) 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
- (3) 構造は、小孔を有すること。ただし、タンク水平中心線から上部は小孔を有しない単管とすることができる。
- (4) 上端部は水の侵入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際容易に開放できるものとする。
- (5) 地下水位の高い所に設ける場合は、小孔が地下水位上部まで設けられていること。
- (6) 二以上の地下タンクを1メートル以下に接近して設ける場合の検査管の設置は、相互に1箇所とすることができる。



## 第6 自動吸上給油装置（オイルサーバー、オイルリフター等（以下「オイルサーバー等」という。））に関する基準

階層住宅等（一般住宅を除く。）の燃焼器具と直接接続して使用するために設置されるオイルサーバー等は、次のとおりとする。

### 1. オイルサーバー等本体の設置

- (1) 常に点検できる場所に設けること。
- (2) 燃焼機器からの高さは、2.5メートル以下とすること。
- (3) 同一階に複数を近接して設置するときは、点検に必要な空間を設けること（相互の距離30センチメートル以上）。

### 2. 配管の設置

- (1) 配管と配管の接続は、溶接とすること。ただし、点検が容易な部分又は点検ます等を設けた場合は、この限りでない。
- (2) 鋼管を使用するものは、他からの衝撃等による破損・損傷を防止する措置を講ずること。
- (3) 使用者が異なるときの配管を分岐する場合は、オイルサーバー等の直近の部分で行うこと。
- (4) 安全装置等（あふれ機能防止等）付のものは、戻り管を設けないことができる。ただし、戻り管を設ける場合は、戻り管の内径は、吸上側配管の内径以上とすること。

3. 一のオイルサーバー等から接続できる燃焼機器は、十分に供給可能な範囲内であること。

## 第7 地震等による容器の転落防止措置

- (1) 高さが低く据え付け面積の大きい戸棚等容易に転倒、転落しないと認められるものには、固定しないことができるものであること。
- (2) 容器の転倒、転落、破損を防止する有効な棚、すべり止め等については、次によること。

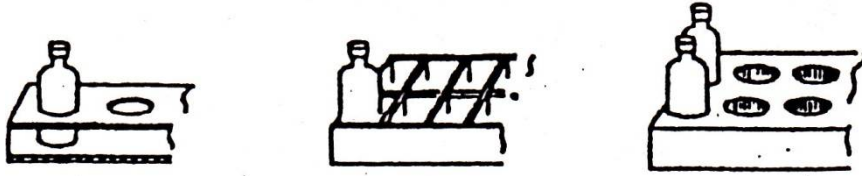
### ア 棚

- (ア) 容器の転倒、転落、破損を防止する有効な棚については、ビニールコード、カーテンワイヤー等のたるみを生ずる材料をさけ、金属、木板又は棒状のものを使用すること。
- (イ) 棚の高さは、安全性を考慮し、かつ、収納する容器等を大きさにあわせ

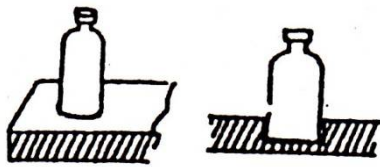
たものであること。

イ すべり止め

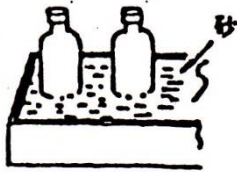
(ア) 容器1本ごとにセパレート型とした場合



(イ) 台に容器の大きさに応じ、くぼみ等を設けた場合



(ウ) 容器を砂箱内に収納した場合



## 第8 少量危険物施設で、一般住宅の扱いとするもの

- (1) 住居と住居以外の目的で使用されている部分（店舗、事務所等）を共有している建築物（以下、「併用住宅」という。）で事務所等の面積が50㎡以下であるもの
- (2) 併用住宅で延べ面積が150㎡以下であるもの
- (3) 面積に関係なく、開放廊下の共同住宅で2階建のもの
- (4) タンク1基から各家庭に配管しているもの

## 第9 標識及び掲示板の設置方法

1. 掲示板等は、タンク間が1メートル以上離れば個々に必要であるが、一箇所に集中して設置されている場合は、3基に対し1枚設置すればよいものとする（タンク4基のときは、2枚とする。）。
2. 掲示板等は、縦書、横書どちらでもよいが、2枚同一のものとし、タンク本体に設置するか、タンク直近の壁に掲げてよいこととする。

3. 標識板の責任者の記入は、職名を記入してもよいこととする。

## 第10 消火器の設置

1. 屋外に設置しているものに対しては、消火器は該当しないものであること。
2. 屋内に設置しているものに対しては、消防法施行令第10条第1項第4号の規定により設置させるものとする。

### 附 則

この指針は、平成3年9月20日から運用する。

### 附 則

この指針は、平成10年4月1日から運用する。